

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇
初利発発	振額最	發	用振	の法發号名	平国き務人	基財個	
期率行行	替低	行	等替	條律行稱	成債省令	年向省告	
利価日	單額	額	法	項及の及	二的發令	○平令告	
子格	位面		の	び根及	十發成第	示國債第	
	金		適	そ拠記	四年行二	三行六十	
					年條四十	三百八十八	
平年額	平整記	振	一六額機適下	（社）九二の施東年個	十件四	發行五百	
成〇面成數載替			万万面關用	（平債條十確策日）人	一年等	年月十	
二・金二倍又法			円円金はを振成	（第三保本）へ向	月一月	月十	等五
十〇額十のはの			額日受替	（株）四年に実大利	次六月	月十	第五四
五七百四金記規			で本け法三式	（法項関施震二付	の大日	月五	号
年パ円年額録定			二銀る	（律第十八國付）	と五	条第	関する
四しに十にはに			百行もと法の	（律第十九國付）	お日	第	する
月セつ月よ、よ			三とのい律振	（百特回庫債券）	りに	十	省
十ンき十る最る			十すとう第替	（十別めの）	城島	四	令
五ト百五も低振			二るし。七に	（七措復券）	告示	行項	（
日円日の額替			億。、（十関）	（号置必興）	正光	する	の平
を支と面口			八その五す	（法要の）		た規	成
払す金座			千の規号る	（第へなた定）		。個定	十
期る額簿			八振定。法	（六平財め）		人四	
。のの			百替の以律	（十成源の）	三		

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。[。]
平成二十七年十月十五日額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十五年十月十五日
とし、その買取金額は、次のように行うこ
とに応じ、それぞれの算式により
算出出した金額とする。[。]
平成二十五年十月十五日から

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ \hline 100 \\ \hline 0.07 \\ \times \\ \hline 2 \end{array}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額) におい、収入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に田未満の端数が

生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令へ平成十四年財務省令第六十八号（第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について同じく）次号において同じくは

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.07}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

(二) 平成二十六年四月十五日以

額面金額十経過利子に相当する金額—利子に相当する金額
$$\times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向
け国債を有する者（相続税法（昭
和二十五年法律第七十三号）第二
十一条の四第一項に規定する特別
障害者扶養信託契約の受益者を含
む。）が、死亡したときにはその
相続人が、又はその居住する市町
村（特別区を含み、地方自治法（
昭和二十二年法律第六十七号）第
二百五十二条の十九第一項の指定
都市にあつては、当該市又は当該
市の区とする。）の区域において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる灾害が発生し、当該灾害にかかるたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年十月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

額面金額 + 経過利子に相当する
る金額 - (利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する
る金額)

(二) 平成二十五年四月十五日前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行

元利金支